

「地域連携講座」

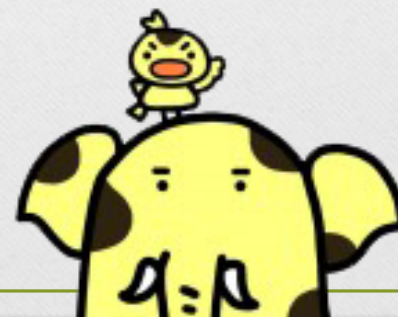
# 発達障がいについて

～市町村保健師の立場から～

新座市保健センター

保健指導第2係

専門員兼保健師 井口貴子





# 新座市のプロフィール



©新座市イメージキャラクターゾウキリン



市政施行：昭和45年（1970年）

※令和2年度は市政施行50周年

人口：166,274人（R2年9月1日現在、外国人含む）

世帯数：76,408世帯（同上）

面積：22,78km<sup>2</sup>（東京ディズニーランドおよそ48個分）

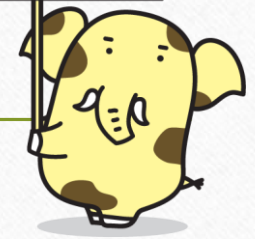
出生率：7.8（H25～H30 人口千対）

合計特殊出生率：1.30（同上）

高齢化率：25.3（H31年）

# 保健師とは？①

根拠



保健師助産師看護師法(昭和二十三年七月三十日)  
(法律第二百三号)

- 第一条 この法律は、**保健師**、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。  
(平一三法一五三・一部改正)
- 第二条 この法律において「**保健師**」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、**保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者**をいう。  
(平一一法一六〇・平一三法一五三・一部改正)

具体的には ・ ・ ・



## 保健師とは？②

看護師が主に病気の治療をサポートするのに対し、地域に住む住民の保健指導や健康管理をおこなうことが主な仕事です。保健師の勤務場所としては、

- ①地域の保健所や市役所で働く「行政保健師」
  - ②企業の医務室や健康相談室で働く「産業保健師」
  - ③学校の保健室の養護教諭として働く「学校保健師」
- などがあります。

# 保健センターの業務（一部抜粋）

新座市の  
場合



保健指導第1係・保健指導第2係

- (1) 母子保健法に関すること。
- (2) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく保健事業及び医療保護入院の同意に関すること。
- (4) 栄養指導に関すること。
- (5) 歯科保健に関すること。

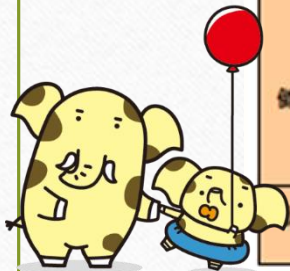


# 母子保健事業

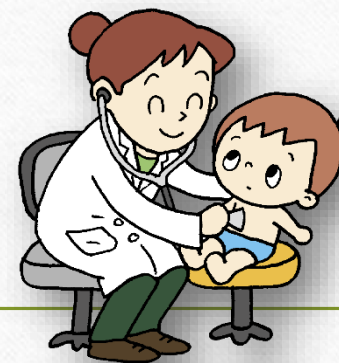
妊 娠 か ら 出 産 ・ 乳 幼 児 期 ま で

|                     | 妊娠初期                                  | 妊娠中期①                                              | 妊娠中期②                | 妊娠後期 | 出生後                                                                                                                                                        | 乳児期～幼児期 | 担当課                                                          |
|---------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------|
| 届出<br>手続き等          | ◎妊娠届出・<br>母子手帳交付                      |                                                    |                      |      | ☆出生届(誕生日を含め14日以内)<br>☆児童手当(出生月翌月から15日以内)<br>☆こども医療費助成                                                                                                      |         | ◎保健センター<br>交付窓口<br>・保健センター<br>・こども支援課<br><br>☆市民課<br>☆こども給付課 |
|                     | 早期不妊検査費・<br>不育症検査費助成事業<br>早期不妊治療費助成事業 |                                                    |                      |      | 未熟児養育医療                                                                                                                                                    |         |                                                              |
|                     | 妊婦健康診査                                |                                                    |                      |      |                                                                                                                                                            |         | 保健センター                                                       |
|                     | 初期～23週まで<br>4週間に1回受診                  | 24週～24週まで<br>2週間に1回受診                              | 36週～出産まで<br>1週間に1回受診 |      |                                                                                                                                                            |         |                                                              |
| ババママ学級<br>・<br>育児学級 |                                       | 妊娠16週～35週までの方(出産予定日で<br>対象を分けて募集)<br>ババママ学級(申し込み制) |                      |      | 生後2か月～4か月の第1子を持つ親子<br>育児学級(申し込み制)                                                                                                                          |         |                                                              |
| 赤ちゃん<br>訪問          |                                       |                                                    |                      |      | 赤ちゃん訪問(3～4か月児健診前までに訪問)                                                                                                                                     |         | 保健センター                                                       |
| 産前・産後<br>サポート       | 産前訪問                                  |                                                    |                      |      | 産後訪問                                                                                                                                                       |         | 保健センター                                                       |
| 予防接種                |                                       |                                                    |                      |      | 生後2ヵ月になる前月に予防票が届くので、医療機関に予約。<br>予防接種開始 生後2か月～                                                                                                              |         |                                                              |
| 乳幼児<br>健康診査等        |                                       |                                                    |                      |      | <div>乳 幼 児 健 診</div> <div>3～4か月 9～10か月 1歳6か月 3歳</div> <div>2歳児歯科</div> <div>親子歯科<br/>5歳対象</div> <div>乳 幼 児 相 談</div> <div>P1相談 発達相談</div> <div>こころくら</div> |         | 保健センター                                                       |
| 面接・電話<br>相談         | 妊娠期・出産・育児の相談                          |                                                    |                      |      |                                                                                                                                                            |         |                                                              |

詳細は次の  
ページで！



# 乳幼児健康診査



## ◎新座市で実施している乳幼児健診

- 3～4か月児健診（対象：4か月になる児）
- 9～10か月児健診（対象：10か月になる児）
- 1歳6か月児健診（対象：1歳7か月になる児）
- 2歳児歯科健診（対象：2歳～3歳未満）
- 3歳児健診（対象：3歳4か月になる児）
- 親子歯科健診（個別健診 対象：5歳児）

※従来、親子歯科健診以外は集団健診として実施していた。

※令和2年度については、2歳児歯科健診以外は新型コロナウイルス感染拡大予防のため委託医療機関での個別健診で実施。

# 乳幼児健康診査の流れ



| 健診の項目（流れ）      | 3～4か月児          | 9～10か月児         | 1歳6か月児          | 3歳児                      |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| 1 受付・問診（保健師等）  | ●               | ●               | ●               | ●<br>尿検査                 |
| 2 身体測定         | ●<br>(身長・体重・頭囲) | ●<br>(身長・体重・頭囲) | ●<br>(身長・体重・頭囲) | ●<br>(身長・体重)             |
| 3 内科診察         | ●               | ●               | ●               | ●                        |
| 4 歯科診察         | —               | —               | ●<br>ブラッシング指導   | ●<br>ブラッシング指導＋<br>フッ化物塗布 |
| 5 確認（保健師等）     | ●               | ●               | ●               | ●                        |
| 6 管理栄養士による相談   | ○               | ○               | ○               | ○                        |
| 7 家庭児童相談員による相談 | —               | —               | ○               | ○                        |
| 8 心理士相談        | —               | —               | ○               | —                        |

※●は必須。○は必要時案内。「—」は実施しない項目。

※健診項目1と5にある「保健師等」とは、保健師、助産師、看護師を指します。

※集団健診時は各種健診の事前・事後にスタッフ間でのカンファレンスを実施。経過観察者についてフォローの方針を検討する。

※令和2年度は個別健診のため必要に応じて家庭児童相談員及び心理士相談を案内。心理士相談は令和2年度のみ心理相談として時限的に実施。

# 乳幼児健診で確認する発達の一例

## ★ 3～4 か月児健診

定頸（首のすわり）、発達曲線の確認（身長、体重、頭囲）

## ★ 9～10 か月児健診

はいはい、つかまり立ち、座位の状況、発達曲線の確認（身長、体重、頭囲）

## ★ 1歳6 か月児健診

独歩の状況、有意語の有無、M-CHAT（9項目）の確認、発達曲線の確認（身長、体重、頭囲）

## ★ 3 歳児健診

尿検査、視覚、聴覚、ことばの発達（指示理解、要求の表現等）、**発達曲線の確認（身長、体重）**

M-CHATとは・・・？

Modified Checklist for Autism in Toddlersの略。

自閉症スペクトラム症の早期発見のための一次スクリーニング。16～30か月の児を対象としている。





# 発達フォローの流れについて

- 1
  - ・各種健診の発達課題について電話・面接・訪問のいずれかで近況確認
  - ・保護者からの相談について電話・面接・訪問のいずれかで状況確認
- 2 1で確認し、発達課題が解消できない場合、発達を促す関わり方を伝えるほか、専門家への相談事業等を案内又は、健診後のフォロー事業を案内。

## 【専門家の相談】

- ①PT相談（理学療法士による相談。主に9～10か月児健診以降の案内が多い）
- ②発達相談（小児精神科医、作業療法士による相談。主に1歳6か月健診以降で2歳前後での案内が多い）
- ③心理相談（公認心理師による相談。令和2年度のみ時限的に1歳6か月健診後のフォローとして実施。）

## 【健診後のフォロー教室】

- 1歳6か月児健診事後指導グループ（ころころクラブ）（1歳6か月児健診後から3歳児健診までの児が対象）

# PT相談



## 【目的】

運動発達の遅れのある児及びその保護者に対し、理学療法士（PT）から専門的な助言や指導を行い、運動発達を促すとともに保護者の不安を解消する。

【回数】 10回/年（4月、12月は無し）

【スタッフ】 理学療法士、保健師

## 【事業までの流れ】

健診後の状況確認または、保護者からの相談に対し自宅を訪問し、児の運動発達の状況、生活状況、家にある家具や育児用品について確認。併せて、何を相談するか保護者と確認し、事前に情報を相談シートにまとめる。状況によっては、保護者に動画撮影や写真撮影を依頼し、相談時にPTに見てもらう場合もある。スタッフ間で相談の前後にカンファレンスを行い、相談内容の確認、今後の支援方針について確認する。

## 【相談後】

相談時に撮影した写真を送付又は持参して訪問等により振り返りを実施。継続的な専門家の関わりが必要な場合は市内児童発達支援センターの療育相談の利用について調整し、情報提供を行うと共に、療育相談に同席して助言内容の共有を行う。

# 発達相談



【目的】小児科医師及び作業療法士・保健師等による相談を行う。

【回数】 1回/月

【スタッフ】小児科医、作業療法士、保健師

【事業までの流れ】

健診後の状況確認又は保護者からの相談に対し、自宅訪問等にて児の発育発達の確認（遊びの様子含む）、生活状況、生活環境、について確認し、事前に相談内容を保護者と確認し、相談シートにまとめる。スタッフ間で相談前後にカンファレンスを実施し、相談内容の確認と見立て、今後の方針を確認する。

【相談後】

必要に応じて専門医療機関等に紹介状等を作成し、受診や療育の利用を案内。その後の受診状況、療育への案内について地区担当保健師がフォロー。



# 健診の事後フォロー教室「ころころクラブ」

【目的】 1歳6か月児健康診査後、電話・個別相談等において、言葉の遅れや子育て上の問題で、経過をみていくことが必要と思われる幼児及びその保護者に対し、個別的あるいは集団的な指導を行うことにより、幼児の健全な発達を促し、保護者の育児不安の解消等を支援する。

【事業までの流れ】

1歳6か月児健診後の電話、面接、訪問等のフォローの中で、参加の提案をする。可能な限り訪問で日頃の生活や遊びの様子や困っていることを確認した上で見学を案内する。見学後、継続的に通うことになった場合、入会となる。

【回数】 年長クラス（2歳6か月前後～3歳4か月）：1回/月  
ひよこクラス（1歳6か月児～2歳6か月前後）：1回/月

【スタッフ】 保健師・心理士（ひよこクラスのみ）・家庭児童相談員・  
児童発達支援センター保育士（年長クラスのみ）



# 関係機関との連携について

※連携に当たっては、保護者に同意を得て関係機関と連携をすることがポイント

★関係機関との連携は何のために必要？

⇒互いの役割について確認、支援目的・支援目標の共有に当たっての情報共有

★発達の課題のみならず、家族関係に問題があったり、養育環境に問題があることも多々ある

⇒個々の家庭や児の状況に応じて必要な支援のための情報を共有し、関係先の役割を明確にする必要がある

## ★まとめ★



アマビエ ゾウキリン

- ☆保健センター（保健師）は乳幼児健診や相談事業を通して発育発達を確認している。
- ☆保健師は児や保護者の状況に合わせて必要な医療や療育等の支援につなぐ役割がある。
- ☆保健センターへの情報提供の際には（どこの機関であっても）保護者の同意を得ていただくことで、関係機関との情報・支援方針の共有が可能になる。（ただし要対協ケースはその限りではない）
- ☆保護者の同意を得てから、園での普段の様子について情報提供いただけると家庭と集団の双方の様子が分かってありがたい。

ご清聴ありがとうございました

